

船橋市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、船橋市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習基本構想・推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (4) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長の職にある者及び教育長の職にある者を、本部員は別表に定める者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進本部の所掌事項に関する専門的な調査・検討及び推進本部の会議に付する事案の調整を行うため、推進本部に部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 政策企画課長、教育総務課長、社会教育課長、文化課長、青少年課長、生涯スポーツ課長
- (3) その他、生涯学習の推進に関連する事業を所管する所属の長

3 部会に部会長を置き、生涯学習部長をもって充てる。

4 部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 部会長は、部会が行う調査検討に必要な実務的な作業を行わせるため、部会にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、前条第2項に掲げる者が推薦する職員のうちから、部会長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(別表) 生涯学習推進本部

本部長	市長
副本部長	副市長 副市長 教育長
本部員	市長公室長 企画財政部長 市民生活部長 健康福祉局長 福祉サービス部長 高齢者福祉部長 健康部長 保健所理事 こども家庭部長 地域子育て部長 環境部長 経済部長 建設局長 都市整備部長 教育次長 管理部長 学校教育部長 生涯学習部長